

令和8年4月

保護者の皆様

三鷹市立第一中学校

校長 宮城 洋之

「統合賠償責任保険（ビジサポ学校賠償プラン）」について

日頃より学校では生徒の安全確保や事故防止に努めていますが、通常の教育活動中에서도思わぬ事故やトラブルが発生し、個人の賠償責任が生じてしまうことがあります。



授業中や部活動、校外行事などの生徒のけがについては日本スポーツ振興センターの保険が対応していますが、上記のような賠償責任は保険対象外です。

「統合賠償責任保険[※]（「ビジサポ学校賠償プラン）」は上記全てのケースに対応します

本校では、令和6年度PTA役員会並びに常任委員会において検討を行い、学校生活における不慮の事故・不測の事態に対応するために令和7年度から加入しています。

なお、学校単位での団体契約となりますが、各ご家庭には年額 380 円の保険料をご負担いただくこととなります。今年度の私費会計(教材費)に含めますので、皆様のご理解をお願いいたします。

※「統合賠償責任保険」は日新火災海上保険株式会社の取扱いです。

【資料】統合賠償責任保険（ビジサポ学校賠償プラン）について

1 加入保険名

「統合賠償責任保険」（ビジサポ学校賠償プラン）

2 保険会社

日新火災海上保険株式会社(東京都千代田区)

3 概要

学校の施設や業務に起因する賠償事故または学校管理[※]下の生徒の行為に起因する賠償責任を補償します。

※ 学校管理下とは、学校業務（教育活動、学校行事、部活動等の教育活動等）を学校または教職員が遂行している間、およびその業務の遂行や運営について指示・監督を行なうべき状態の下にあることをいいます。学校業務が行われている場所、および移動中、自宅との往復途上が対象となります。

4 補償内容

| | | | |
|-----------|------------------|-------|-----------------------------------|
| 1,000万コース | 施設・業務事故 | 賠償限度額 | 1事故 身体・財物共通 1,000万円 |
| | 被害者見舞費用 | 支払限度額 | 身体の障害1名については10万円、財物の損害等につき1事故10万円 |
| | 保管（借用・受託）財物 | 賠償限度額 | 1事故 1,000万円 |
| | 業務外個人・生徒行為事故 | 賠償限度額 | 1事故 身体・財物共通 1,000万円 |
| | 対物超過復旧費用補償 | 賠償限度額 | 1事故 100万円 |
| | サイバー・情報漏えい事故補償特約 | 支払限度額 | 1事故 5,000万円 |

5 補償の範囲

偶発的に生じた個人の賠償責任に対する保険です。個人の賠償責任が問えない施設や備品の破損、生徒同士のケンカなどによるけが、故意による不法行為など、保険が適用できないケースもありますのでご注意ください。

| 保険金をお支払いできない主な場合 | | | |
|---|---|--|--|
| 補償の種類 | 内 容 | | |
| 共 通 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、または被保険者の故意 ● 地震、噴火、津波、洪水、または高潮 ● 戦争、外国の武力行使、革命、内乱または暴動等 ● 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 施設外における船舶・車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 汚染物質の排出等に起因する損害賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p> | | |
| 被害者見舞費用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 台風等による自然災害、自損事故等の明らかに賠償責任が発生しない事故 <p style="text-align: right;">など</p> | | |
| 保険金をお支払いできない主な具体例 | | | |
| <p>1.</p> <p>契約者の学校の建物、備品を破損させた場合 (生徒個人に責任がある場合を除きます。)</p> <p>【例】 バスケットボールの授業中に投げたボールが体育館の窓を破ったもの。</p> | <p>2.</p> <p>契約者、被保険者の故意 または暴力行為による事故</p> <p>【例】 生徒同士がケンカになり、相手の顔面を殴りケガをさせてしまった。</p> | <p>3.</p> <p>自分で自分の所有物を破損させた場合</p> <p>【例】 廊下を歩いていて転んでしまい、かけていたメガネが落ちて破損した。</p> <p>被害者見舞費用でも自損事故はお支払いができません。</p> | <p>4.</p> <p>被保険者(加害者)が特定できない場合</p> <p>【例】 窓から電池が落ちてきて、下に駐車していた車にあたり破損したと思われる事故。</p> <p>賠償責任の所在が確認できないため。</p> |

6 保険金の種類と概要

| お支払いする保険金 | 概要 | 支払限度額 |
|------------------|--|--|
| ①法律上の損害賠償金 | 身体に関する損害賠償金（治療費、入院費等）、財物に関する損害賠償金（修理費用等）（注） | 自己負担額を超えた部分につき、支払限度額を限度として保険金をお支払いします。 |
| ②争訟費用 | 損害賠償責任に関する争訟について保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停等に要した費用で⑤訴訟対応費用にあたらぬもの | 支払限度額および自己負担額に関係なく、これらの合計額をお支払いします。 |
| ③損害防止軽減費用、緊急措置費用 | 被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大防止のために保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用で⑥初期対応費用にあたらぬもの | |
| ④保険会社への協力費用 | 保険会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合に、被保険者が保険会社の求めに応じ、協力するために支出した費用 | |
| ⑤訴訟対応費用 | <p>事故について被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟について、被保険者が直接支出した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当な費用</p> <p>(1) 次の方の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</p> <p>① 記名被保険者</p> <p>② ①の下請負人（※）</p> <p>③ ①の請負業務の発注者（※）</p> <p>(2) (1)①から③までに規定する方の役員または使用人の交通費または宿泊費</p> <p>(3) 増設コピー機のリース費用</p> <p>(4) 被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用</p> <p>(5) 事故原因の調査費用</p> <p>(6) 意見書・鑑定書の作成費用</p> <p>(7) 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用</p> <p>（※）下請負人、発注者 被保険者である場合に限ります。</p> | |
| ⑥初期対応費用 | <p>事故について被保険者が初期対応を行うために直接要した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当な費用</p> <p>(1) 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用</p> <p>(2) 事故現場の取片づけ費用</p> <p>(3) 次の方の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用</p> <p>① 記名被保険者</p> <p>② ①の下請負人（※）</p> <p>③ ①の請負業務の発注者（※）</p> <p>(4) 通信費</p> <p>(5) 被害者見舞費用（見舞金（香典を含みます。）または見舞品の購入費用）</p> <p>(6) 書面による保険会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用</p> <p>(7) 弁護士相談費用</p> <p>(8) (1)から(7)までに準じるその他の費用</p> <p>（※）下請負人、発注者 被保険者である場合に限ります。</p> | <p>自己負担額に関係なく1事故につき、⑤から⑦までに対して支払う費用の合計額について、1,000万円を限度にお支払いします。ただし、初期対応費用のうち次のア.およびイ.に対して支払う保険金は、次の額を限度とします。</p> <p>ア. 被害者見舞費用 身体障害については被害者1名につき10万円、財物の損壊等については1回の事故につき10万円</p> <p>イ. 弁護士相談費用 1事故につき5万円</p> |
| ⑦信頼回復広告費用 | <p>事故について記名被保険者が支出した次の費用のうち、書面による保険会社の事前の同意を得て支出した費用</p> <p>(1) 休業していることまたは営業再開の予定を新聞等で広告するための費用</p> <p>(2) 事故の直接の結果として落ち込んだ施設、業務、生産物の信頼を回復するために、被保険者が行った広告宣伝活動に要した費用。ただし、事故の有無にかかわらず通常要する広告宣伝活動に係る費用を除きます。</p> <p>(3) コンサルティング費用。ただし、次の対策についての助言の対価としてのものに限ります。</p> <p>① (2)に規定する広告宣伝活動対策</p> <p>② 事故が他人の身体障害である場合における事故の再発防止対策</p> | |